

議案第43号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月24日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

備前市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年備前市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の205.0」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の備前市長等の給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、212.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

議案第43号参考資料
備前市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合にあつては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の205.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合にあつては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>